

改 正 後	改 正 前
<p>資産税事務における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）</p>	<p>資産税事務における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）</p>
(省略)	(同左)
記	記
第 1 章 （省略）	第 1 章 （同左）
第 2 章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項	第 2 章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項
第 1 節 添付書面等の保管	第 1 節 添付書面等の保管
1 （省略）	1 （同左）
2 譲渡・山林所得に係る添付書面等	2 譲渡・山林所得に係る添付書面等
<p>回付を受けた税務代理権限証書及び添付書面の写しについては、「譲渡所得納税相談・申告審理事績書」、「山林所得納税相談兼申告審理事績書」等に添付して保管する。</p>	<p>回付を受けた税務代理権限証書及び添付書面の写しについては、「譲渡所得納税相談・申告審理事績書」、「<u>株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書</u>」等、又は「山林所得納税相談兼申告審理事績書」に添付して保管する。</p>
第 2 節 意見聴取の実施	第 2 節 意見聴取の実施
1 調査通知前の意見聴取の実施	1 事前通知前の意見聴取の実施
<p>統括官等（資産税担当の特別国税調査官、統括国税調査官、国際税務専門官、審理専門官又は評価専門官をいう。以下同じ。）は、申告書に添付書面の添付がある納税者に対し実地の調査等を行おうとする場合には、国税通則法第 74 条の 9 に規定する事前通知などを行わないこととしたときを除き、<u>同法第 65 条第 6 項に規定する調査通知（以下「調査通知」という。）</u>を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。</p>	<p>統括官等（資産税担当の特別国税調査官、統括国税調査官、国際税務専門官、審理専門官又は評価専門官をいう。以下同じ。）は、申告書に添付書面の添付がある納税者に対し実地の調査等を行おうとする場合には、国税通則法第 74 条の 9 に規定する事前通知など（以下「事前通知」という。）を行わないこととしたときを除き、<u>事前通知</u>を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。</p>
<p>なお、「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第 1 面「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」欄（「申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）」においては、第 1 面「1 提示を受けた書類等に関する事項」欄）から第 3 面「5 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」（「申告書に関する審査事項等記載書面（資）」を含む。以下同じ。）の第 1 面「1 相談を受けた事項」欄から第 3 面「5 総合所見」欄に全く記載がないものは、法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであることから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。</p>	<p>なお、<u>法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 1 面「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄から 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 1 面「1 相談を受けた事項」欄から 3 面「5 その他」欄に全く記載がないものは、法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであることから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。</u></p>
<p>(注) 所得税の申告書に添付書面の添付がある納税者に対し譲渡・山林所得に係る実地調査等を実施する場合には、その書面に譲渡・山林所得に関する記載がない場合であっても調査通知前の意見聴取を行うことに留意する。 この場合、必要に応じて個人課税部門職員の同席を求めるなど、効率的な</p>	<p>(注) 所得税の申告書に添付書面の添付がある納税者に対し譲渡・山林所得に係る実地調査等を実施する場合には、その書面に譲渡・山林所得に関する記載がない場合であっても事前通知前の意見聴取を行うことに留意する。 この場合、必要に応じて個人課税部門職員の同席を求めるなど、効率的な</p>

改正後	改正前
<p>実施に配慮する。</p> <p>2 意見聴取の時期、方法 調査担当者は、<u>調査通知</u>予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭(電話)で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。 この場合、意見聴取は<u>調査通知</u>予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び<u>調査通知</u>予定日を記入する。 (注) 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えない。 2 意見聴取は、原則として、統括官等と調査担当者が行う。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 意見聴取後の事務 調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を別紙1の書面(以下「応接簿」という。)に記載して統括官等の決裁を了し、「相続税申告相談・申告審理事績書兼非課税・省略決議書」、「贈与税申告相談及び申告審理事績書」、「譲渡所得納税相談・申告審理事績書」、「株式等譲渡所得申告審理事績書」又は「山林所得納税相談兼申告審理事績書」(以下「事績書等」という。)に編てつする。 ① 相手方、応接者、調査対象者、応接方法、応接日時 ② 意見聴取した内容 ③ 意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項 ④ 調査への移行の有無 ⑤ 別紙2の書面(以下「意見聴取結果についてのお知らせ」という。)の送付要否 ⑥ その他参考となる事項 (注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」を作成する場合は、応接簿と併せて決裁を受ける。</p> <p>5 意見聴取結果の税理士等への連絡 (1) 調査に移行しない場合 意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」により行う。ただし、次に掲げる場合には口頭(電話)により行う。 なお、口頭(電話)により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。 ① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合 ② <u>「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」(「申告書の作成に関する計算事項等記載書面(資)」を含む。)</u>の第2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及</p>	<p>実施に配慮する。</p> <p>2 意見聴取の時期、方法 調査担当者は、<u>事前通知</u>予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭(電話)で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。 この場合、意見聴取は<u>事前通知</u>予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び<u>事前通知</u>予定日を記入する。 (注) 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えない。 2 意見聴取は、原則として、統括官等と調査担当者が行う。</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 意見聴取後の事務 調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を別紙1の書面(以下「応接簿」という。)に記載して統括官等の決裁を了し、「相続税申告相談・申告審理事績書兼非課税・省略決議書」、「贈与税申告相談及び申告審理事績書兼調査事績書」、「譲渡所得納税相談・申告審理事績書」、「株式等譲渡所得申告審理事績書」又は「山林所得納税相談兼申告審理事績書」(以下「事績書等」という。)に編てつする。 ① 相手方、応接者、調査対象者、応接方法、応接日時 ② 意見聴取した内容 ③ 意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項 ④ 調査への移行の有無 ⑤ 別紙2の書面(以下「意見聴取結果についてのお知らせ」という。)の送付要否 ⑥ その他参考となる事項 (注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」を作成する場合は、応接簿と併せて決裁を受ける。</p> <p>5 意見聴取結果の税理士等への連絡 (1) 調査に移行しない場合 意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」により行う。ただし、次に掲げる場合には口頭(電話)により行う。 なお、口頭(電話)により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。 ① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合 ② <u>法第33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書</u></p>

改正後	改正前
<p>び第3面「5 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第2面「3 審査した主な事項」欄及び第3面「4 審査結果」欄に記載がない場合</p> <p>③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合</p> <p>(注) 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。</p> <p>その際、<u>調査通知</u>を行う場合には改めて意見聴取を行う。</p> <p>2 「意見聴取結果についてのお知らせ」は、2部（正・副）作成し、正本を税理士等に送付し、副本を事績書等に編てつする。</p> <p>(2) 調査に移行する場合</p> <p>意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する<u>調査通知</u>を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する<u>調査通知</u>を行うこととしても差し支えない。</p> <p>6 （省略）</p>	<p>面の2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載がない場合</p> <p>③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合</p> <p>(注) 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。</p> <p>その際、<u>事前通知</u>を行う場合には改めて意見聴取を行う。</p> <p>2 「意見聴取結果についてのお知らせ」は、2部（正・副）作成し、正本を税理士等に送付し、副本を事績書等に編てつする。</p> <p>(2) 調査に移行する場合</p> <p>意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する<u>事前通知</u>を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する<u>事前通知</u>を行うこととしても差し支えない。</p> <p>6 （同左）</p>

改正後

別紙1

応接簿(意見聴取用)

		決裁年月日	統括官等	担当者
		・		
相手	税理士又は税理士法人の氏名又は名称	応接者	部門	課税第 部門
	事務所の所在地		氏名	
手	電話 () -	調査対象個人又は法人名	応接方法	来署 電話 その他 ()
方	応接日時	年月日 : ~ :	意見聴取連絡年月日	年月日
	意見聴取の内容			
調査への移行の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	調査通知(予定)日	年月日
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否		要 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	送付年月日	年月日
摘要				

改正前

別紙1

応接簿(意見聴取用)

		決裁年月日	統括官等	担当者
		・		
相手	税理士又は税理士法人の氏名又は名称	応接者	部門	課税第 部門
	事務所の所在地		氏名	
手	電話 () -	調査対象個人又は法人名	応接方法	来署 電話 その他 ()
方	応接日時	年月日 : ~ :	意見聴取連絡年月日	年月日
	意見聴取の内容			
調査への移行の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	事前通知(予定)日	年月日
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否		要 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	送付年月日	年月日
摘要				

改正後 応接簿（意見聴取用）	改正前 応接簿（意見聴取用）
1・2 （省略）	1・2 （同左）

改正後

別紙2

□□□-□□□□

様

第_____号
____年__月__日

財務事務官 印

意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（____年分____税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名 _____

納税地等 _____

担当者	_____
-----	-------

電話 - -
内線 ()

改正前

別紙2

□□□-□□□□

様

第_____号
平成____年__月__日

財務事務官 印

意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（平成____年分____税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名 _____

納税地等 _____

担当者	_____
-----	-------

電話 - -
内線 ()

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">意見聴取結果についてのお知らせ</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 記載要領</p> <p>(1) 「 年分 税」欄 意見聴取を行った事案に係る年分及び税目を記載する。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">意見聴取結果についてのお知らせ</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 記載要領</p> <p>(1) 「平成 年分 税」欄 意見聴取を行った事案に係る年分及び税目を記載する。</p> <p>(2) (同左)</p>